

倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域	<p>虻田郡倶知安町字樺山 26 番地 1 から 3 まで、37 番地 13、37 番地 75、37 番地 95、38 番地 5 及び 6、38 番地 8 から 16 まで、38 番地 20 から 25 まで、39 番地 1、41 番地 1、41 番地 3 から 10 まで、42 番地 2、44 番地 1 から 9 まで、44 番地 11 及び 12、260 番地 1 及び 2、</p> <p>虻田郡倶知安町字山田 127 番地 1 から 4 まで、131 番地 2、132 番地 1、132 番地 4、132 番地 6 から 11 まで、132 番地 16、132 番地 22、132 番地 24 及び 25、132 番地 28、132 番地 31 から 39 まで、133 番地 1 から 3 まで、133 番地 5 から 9 まで、133 番地 11 から 16 まで、133 番地 20 及び 21、133 番地 27 から 30 まで、133 番地 33 から 42 まで、133 番地 44 から 64 まで、135 番地 1 及び 2、135 番地 4 及び 5、135 番地 7 から 20 まで、135 番地 23 から 34 まで、137 番地 2 から 4 まで、137 番地 7、137 番地 9、150 番地 1 から 6 まで、150 番地 9、163 番地 3 から 7 まで、163 番地 21、163 番地 23 から 25 まで、163 番地 32 から 42 まで、163 番地 52、163 番地 66 から 72 まで、163 番地 99 及び 100、163 番地 104 から 108 まで、163 番地 159、163 番地 161 から 165 まで、163 番地 175、163 番地 191 から 194 まで、163 番地 196、163 番地 211 及び 212、165 番地 1 から 8 まで、165 番地 10 から 26 まで、165 番地 28 及び 29、165 番地 31、165 番地 34、166 番地 1 から 6 まで、166 番地 8 から 11 まで、167 番地 1 から 90 まで、167 番地 92 から 94 まで、167 番地 96、167 番地 98 及び 99、167 番地 102 から 106 まで、169 番地 1 から 5 まで、169 番地 25 から 28 まで、169 番地 30 から 39 まで、169 番地 41 及び 42、169 番地 45、169 番地 48 及び 49、170 番地 1 及び 2、170 番地 4 から 41 まで、170 番地 43、170 番地 50、170 番地 136 から 142 まで、170 番地 144 から 147 まで、170 番地 149 及び 150、170 番地 152 から 184 まで、170 番地 186 から 189 まで、170 番地 192 から 249 まで、170 番地 251 及び 252、170 番地 255 から 259 まで、170 番地 261、170 番地 263 から 276 まで、170 番地 278 から 305 まで、170 番地 307 から 314 まで、170 番地 316 及び 317、170 番地 320 から 324 まで、171 番地 1 から 8 まで、172 番地 1、172 番地 3 から 9 まで、174 番地 1 及び 2、178 番地 1 から 3 まで、179 番地 1 から 4 まで、179 番地 8 から 18 まで、179 番地 20 から 23 まで、179 番地 26 から 41 まで、179 番地 43 及び 44、179 番地 47、179 番地 49、179 番地 52 から 57 まで、179 番地 67 から 72 まで、179 番地 75 から 78 まで、179 番地 80 及び 81、179 番地 83 から 88 まで、179 番地 93 から 96 まで、179 番地 98 から 101 まで、179 番地 103 から 113 まで、179 番地 116、181 番地 1 から 20 まで、181 番地 22 から 24 まで、181 番地 26、181 番地 29 から 35 まで、181 番地 38 から 51 まで、181 番地 54 及び 55、182 番地 1 から 3 まで、182 番地 5 から 7 まで、183 番地 1 及び 2、183 番地 4 から 11 まで、183 番地 13 及び 14、183 番地 16 から 24 まで、183 番地 27 から 43 まで、184 番地 1 から 4 まで、184 番地 6 から 8 まで、185 番地 1、185 番地 4、185 番地 6、185 番地 8、</p>

名称	指定の区域
	<p>185 番地 10、185 番地 14 から 16 まで、185 番地 19、188 番地 1 から 31 まで、188 番地 33、188 番地 35 から 41 まで、189 番地 1 から 3 まで、189 番地 6 から 9 まで、189 番地 11、189 番地 13 から 22 まで、190 番地 1 から 4 まで、190 番地 6、190 番地 9、190 番地 12 から 39 まで、191 番地 2 から 11 まで、191 番地 13、191 番地 16、191 番地 18 から 32 まで、191 番地 34 から 36 まで、191 番地 38 から 61 まで、191 番地 63 及び 64、192 番地 1 から 3 まで、193 番地 1 から 12 まで、193 番地 20 から 23 まで、193 番地 29 から 32 まで、193 番地 34 から 38 まで、195 番地 1 及び 2、195 番地 6 及び 7、195 番地 10 から 17 まで、196 番地 1 から 16 まで、204 番地 1 から 28 まで、204 番地 30 から 35 まで、204 番地 38 から 46 まで、204 番地 48 から 65 まで、208 番地 1 から 5 まで、209 番地 1 から 12 まで、209 番地 14、209 番地 16 及び 17、213 番地、214 番地、215 番地、216 番地、216 番地 3、226 番地 1、226 番地 4 から 6 まで、227 番地、228 番地 1 及び 2、229 番地、230 番地 1 及び 2、231 番地 1 から 3 まで、232 番地 1 から 3 まで、232 番地 5 から 9 まで、233 番地 1、233 番地 3 から 7 まで、233 番地 9、236 番地 1 から 4 まで、2404 番地、2405 番地、2406 番地</p> <p>※倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	<p>当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、ニセコアンヌプリからの地下水を取り入れる冷水川水源地の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。</p>
面積	5, 241, 044 m ²
区域設定の考え方	<p>当該区域の取水地点から半径 1 km の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。</p>
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において都市地域、森林地域及び自然公園地域に区分されているほか、森林法に基づく倶知安町森林整備計画において水源涵養林（一部、水資源保全ゾーン）に指定される森林及び水源かん養保安林、自然公園法に基づくニセコ積丹小樽海岸国定公園第 3 種特別地域、北海道温泉保護対策要綱に基づく温泉の保護地域が所在する区域である。</p> <p>また、冷水川水源地の取水施設（給水人口：1,283 人、給水量：174 m³/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨倶知安町長に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、倶知安町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、倶知安町長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主(貸主等)と買主(借主等)が連署で倶知安町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事の許可を受けること。	農地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
国指定史跡名勝天然記念物の所有者となった場合	事後届出	国指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者となった場合は、20日以内に文化庁長官に届け出ること。	文化財保護法
道指定史跡名勝天然記念物の所有者となった場合	事後届出	道指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者となった場合は、速やかに北海道教育委員会に届け出ること。	北海道文化財保護条例
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「農業地域」として、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効活用を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置付けられている区域があることから、土地利用については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	
		北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「自然公園地域」として、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	準都市計画区域があることから、区域内では3,000㎡以上、区域外では10,000㎡以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事等の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を超える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出ること。（景観地区内で建築物の建築等を行う場合は、あらかじめ倶知安町長の認定を受けること。）	景観法
屋外広告物を掲出する場合	禁止	屋外広告物の禁止地域に指定されている地域では、屋外広告物を掲出してはならない。	北海道屋外広告物条例
	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域では、屋外広告物を掲出する場合は、知事の許可を受けること。	
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、倶知安町森林整備計画において、水源涵養林（一部、水資源保全ゾーン）及び水源かん養保安林にゾーニングされていることから、森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を倶知安町長に届け出ること。また、届出に基づき造林が完了した場合、造林完了から30日以内に倶知安町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして倶知安町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に倶知安町長等に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	保安林（保安施設地区）に指定（予定含む）された森林（土地）の立木の伐採等をする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
1haを超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受けること。	森林法
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m ² 以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900 m ² 以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、俱知安町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
国定公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	ニセコ積丹小樽海岸国定公園第3種特別地域に指定されている区域があることから、区域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、倶知安町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。